

# 《 事務所ニュース 2015年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 協会けんぽの保険料率改定

平成27年4月から（5月納付分）

全国健康保険協会は、都道府県ごとに設定されている健康保険の保険料率を平成27年4月分（5月納付分）から改定することを決定しました。また、全国一律に設定されている介護保険料率は4月から1,58%（現行1,72%）に引き下げられます。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.97%	11.55%
東京都	9.97%	11.55%
埼玉県	9.93%	11.51%

## 被扶養者資格の再確認について

（協会けんぽ）

平成27年度においても例年と同様に、平成27年5月末より、順次、被扶養者のリストを事業主様へお送りします。

《再確認の対象となる方》

協会管掌健康保険の被扶養者（次の被扶養者を除きます。）

- （1）平成27年4月1日において18歳未満の被扶養者
- （2）平成27年4月1日以降に被扶養者になった者
- （3）任意継続被保険者の被扶養者

※すべての被扶養者が上記（1）または（2）に該当する場合、再確認は不要です。（被扶養者状況リストは届きません。）

《再確認流れ》

- （1）送付（協会けんぽ）

事業主様あてに被扶養者状況リスト等をお送りします。

- （2）再確認（事業主様）

ア 該当被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかご確認いただき、被扶養者状況リストに必要事項を記入、事業主印を押印していただきます。

イ 確認の結果、削除となる被扶養者については、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、該当被扶養者の被保険者証を

添付していただきます。

ウ 上記ア及びイを返信用封筒にてご提出いただきます。

- （3）内容確認（協会けんぽ）

協会けんぽにおいて、送付された書類の内容を確認します。内容確認後、削除となる被扶養者の被扶養者調書兼異動届を事業所を管轄する年金事務所へ回送します。

《提出時期》

被扶養者資格の再確認が完了次第ご提出ください。

（最終提出期限：平成27年7月末）

## 労災保険率の引き下げ（4月から）

平成27年度から労災保険率について、前54業種平均で1000分の4,7となり、1000分の0,1引き下げられます。全業種中、引き下げとなるのが「建築事業」など23業種、引き上げとなるのが、「木材又は木製品製造業」など8業種です。

## 平成27年度の雇用保険料率は据え置き！

平成27年度の雇用保険料率は平成26年度と同様です。

	事業主	被保険者
一般の事業	8.5/1000	5/1000
農林水産等	9.5/1000	6/1000
建設の事業	10.5/1000	6/1000

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）